

富士川町職員
次世代支援行動計画

富士川町
富士川町教育委員会
富士川町議会

I 総論

1. 計画策定の背景及び目的

平成15年7月、近年の急速な少子化の進行に鑑み、次世代育成対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成に資することを目的に「次世代育成支援対策推進法」が成立しました。

この法律により、次世代育成の総合的かつ効果的な推進を図るため、地方公共団体においては「地域行動計画」、企業においては「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられました。また、国や地方公共団体の機関においても、自らの職員の子どもの健やかな育成のための「特定事業主行動計画」を策定することが義務付けられました。

当町では、合併前の旧増穂町、旧鯉沢町において、平成17年にこの計画を策定し、合併後旧町の行動計画の点検・見直しを行い、平成27年3月までを期間として「富士川町次世代支援行動計画」を実施してまいりました。

この度の、平成26年法改正により、次世代育成支援対策推進法が10年間延長され、当町の計画についても平成37年3月までを期限に計画を延長し、実施していくこととなりました。

この計画を実施することにより、富士川町の職員が子育てに関わっている職員だけでなく職員一人ひとりが子育てについての理解をより一層深め、お互いに助け合い支え合う職場環境の重要性を強く認識し、その結果、地域社会においても、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる環境をつくることに今まで以上に貢献できるようになるものと考えています。

2. 計画期間

この特定事業主行動計画の期間は、平成27年4月から平成37年3月までの10年間とする。

3. 計画の推進体制

この計画の推進体制を次のとおり定めるものとします。

- ①次世代育成支援対策を効果的に推進するため、課長会議等による行動計画推進体制を確立する。
- ②次世代育成支援対策に関する情報を、庁内LAN等を活用して職員に周知・提供する。
- ③仕事と子育ての両立についての相談・情報提供等を適切に実施するための窓口を総務課内に設置し、担当者の配置を行う。
- ④啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知する。

- ⑤本計画の実施状況について、年度ごとに課長会議等により実施状況や職員ニーズを把握し、その後の対策や計画の見直しを図る。

Ⅱ 具体的な内容

1. 雇用環境の整備に関すること

(1) 子育てを行う職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

①妊娠中及び出産後における配慮

○妊娠中及び出産後の職員への情報提供

母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実施するため、妊娠中及び出産後の職員に対して、特別休暇や育児休業制度などを積極的に周知するとともに、情報の提供、相談体制の整備等を実施する

【継続実施】

○妊娠中の職員に対する業務体制の見直し

妊娠中の職員には、本人の希望に応じて、原則として超過勤務を命じないこととする。

【継続実施】

②産前産後休業後における現職又は現職担当職への復帰

○産前産後の職員に対する業務内容、業務体制の見直し

産前産後休業を取得した職員について、当該休業後に現職又は現職担当職に復帰させるため、業務内容や業務態勢の見直し等を実施する。

【継続実施】

③子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

○5日間程度の休暇を取得しやすい環境を整備

- ・年次有給休暇の取得を容易にするとともに、職員相互で取得しやすい環境をつくる。
- ・男性職員が家庭責任を果たすことを支援するため、配偶者出産休暇や育児参加休暇について、制度の周知を図り、取得を促進する。

【継続実施】

④育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

○育児休業に関する定めの周知等を実施

男性も育児休業を取得できることや、職員の育児休業中における待遇及び育児休業後における給与その他についての労働条件に関する事項について、職員に周知し、各課等において利用しやすい職場環境をつくる。

【継続実施】

○育児休業期間中の代替要員の確保等を行う

育児休業を取得する期間について当該職員の業務を円滑に処理することができるよう、育児休業期間について業務を処理するための臨時職員等の確保を図るとともに、業務内容や業務体制の見直し等を随時実施していく。

【継続実施】

○育児休業をしている職員の事務能力の向上等

育児休業をしている職員の希望に応じて、当該職員の職業能力の開発及び向上等のための情報の提供、円滑な職場復帰のための講習、育児等に関する相談その他の援助を実施する。

【継続実施】

○育児休業後における現職又は現職担当職への復帰

育児休業をした職員について、当該育児休業後に現職に復帰させるため、業務内容や業務体制の見直し等を実施する。

【継続実施】

⑤短時間勤務制度等の周知による利用促進

○小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の制度周知

働き続けながら子育てを行う職員が子育てのための時間を確保できるようにするため、育児短時間勤務や部分休業制度についての周知を図り、利用を促進する。

【継続実施】

⑥託児施設等の利用促進

○町内における保育施設等の利用促進

小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる職員が安心して利用することができる町内保育所等施設の利用促進について周知を図る。

【継続実施】

⑦子どもの看護のための休暇措置制度の周知による利用促進

○子どもの看護のための休暇取得制度の周知

子の看護休暇制度について、職員に周知を図る。

【継続実施】

⑧勤務地、担当業務等の配慮

○勤務地、担当業務、時間外勤務等の配慮

子育てをしやすくすることを目的に、勤務地、担当業務、時間外勤務、休暇取得等について配慮し、働きやすい職場環境整備する。

【継続実施】

⑨その他、子育てを行う職員に配慮した措置

○子育てをしながら働く職員に配慮した措置の実施

子どもの健診や予防接種のための有給休暇取得の促進、子どもの学校行事への参加のための有給休暇取得の促進等子育てをしながら働く職員に配慮した措置を積極的に講ずる。

【継続実施】

⑩人事評価への反映

○子育て環境の促進に関する人事評価への反映

仕事と生活の調和の推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場環境づくりに向けて採られた行動については、人事評価において適切に評価を行う。

【平成27年度から】

数値目標

③の取り組みにより、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から産後8週間までに、父親となる本人の3日以上（特別休暇を含む。）の休暇取得率を90%以上とする。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

①所定外労働の削減

○「ノー残業デー」拡充

時間外労働は、本来例外的な場合にのみ行われるものであるという認識を深め、「ノー残業デー」の拡充により、時間外労働を削減するための方策を実施する。また、時間外労働の所属毎の制限目標時間を設定し、毎月の実績により所属長の管理を徹底することにより、時間外労働をしない職場環境の整備を図る。

【平成27年度から】

②年次有給休暇の取得の促進

○年次有給休暇等を取得しやすい職場環境の整備

年次有給休暇や子育て支援のための各種の特別休暇の取得を促進するため、各種休暇等の取得に対する職員や管理職の意識改革を図る。また、職員の年次有給休暇取得目標日数の設定や、年間の取得計画の作成など、職場における年次有給休暇の取得を容易にするための措置を講ずる。

【継続実施、一部平成27年度から】

③固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

○働きやすい環境を阻害する職場における慣行、その他の諸要因の積極的な解消

職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を積極的に解消するため、管理職を含めたその雇用する職員すべてを対象として、情報提供、研修等による意識啓発を行う。

【継続実施】

④子育てを行う女性職員の活躍促進に向けた取り組み

○女性職員の職域拡大及び管理職登用への取組

職域拡大等による女性職員への多様な職務機会を付与すると共に、管理職に必要なマネジメント能力等の付与のための研修等を行い女性職員のキャリア形成の支援をする。

【平成27年度から】

○育児を行う女性職員を対象とした取組

育児を行う女性職員の状況に配慮した人事運用を行い、仕事と育児の両立を支援する。

【平成27年度から】

数値目標 1

①の取り組みにより、時間外労働時間の年間5%減（平成26年度を基準として）を目指す

数値目標 2

②の取り組みにより、年間20日の有給休暇の内、職員1人当たりの有給休暇取得日数10日以上（50%）を目指す

2. その他の次世代育成支援対策に関すること

(1) 子ども・子育てに関する活動の支援

①地域における子どもの健全育成、疾患・障害を持つ子どもへの支援

○地域において、子どもの健全育成、疾患・障害を持つ子どもの支援、子育て家庭の支援等を行うNPOや地域団体等について、その活動への職員の積極的な参加を支援する。

【継続実施】

②子どもの体験活動等の支援

○子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図る

子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図るため、子どもが参加する地域の行事・活動に町内公共施設を提供すること、各種学習会等の講師、ボランティアリーダー等として職員を派遣すること、子どもの体験活動を行う団体等の支援を行うこと等に取り組む。

【継続実施】

③子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

○子どもを交通事故から守るため、職員を地域の交通安全活動に積極的に参加させる

子どもを交通事故から守るため、職員を地域の交通安全活動に積極的に参加させる等、当該活動を支援するとともに、業務に使用する自動車の運転に対する交通安全教育、チャイルドシートの購入補助による支援事業等、交通安全に必要な措置を実施する。

【継続実施】

④安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

○ボランティア活動等への職員の積極的な参加を支援する

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援のためのボランティア活動等への職員の積極的な参加を支援する。

【継続実施】

(2) 町内における「子ども参観日」の実施

①「子ども参観日」を実施

- 保護者でもある職員の子どもとふれあう機会を充実させ、心豊かな子どもを育むため、子どもが保護者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を実施する。

【平成27年度から】